

# おくやみ ハンドブック

## 山口市

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。  
ご家族が亡くなられた際の市役所、年金事務所など、  
関連する場所での主な手続きについて掲載しました。

2024年度版



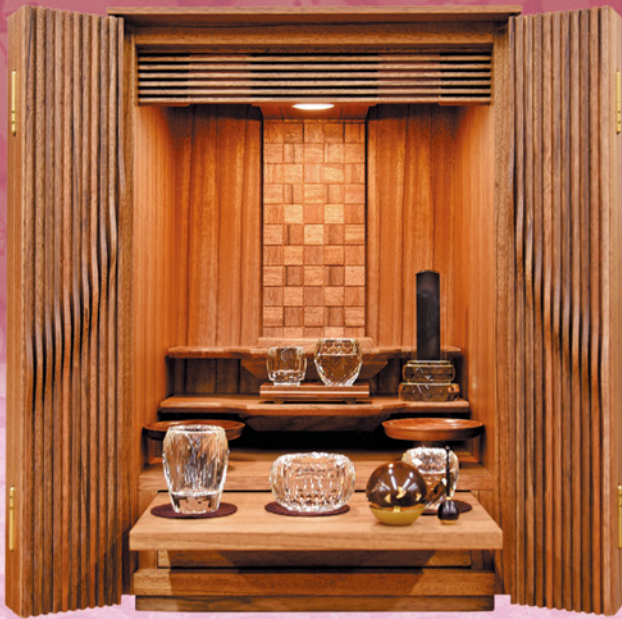
マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

2024年3月発行 発行:山口市  
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド



暮らしに溶け込む家具調仏壇



手を合わせて  
大切な方を想う



後を継がれる息子さん  
娘さんもご一緒に  
ご来店ください。  
代表取締役 辻 勇登

お位牌をお考えの方

- お店に来られるときに  
白木のお位牌か戒名などお寺様に  
書いていただいたものをお持ちください。
- 先祖のお位牌がある時は  
それをお持ちいただけると  
参考になります。



板位牌



回出位牌



モダンな位牌



過去帳と見台

手元で供養をお考えの方



遺骨ペンダント



ミニ骨壺



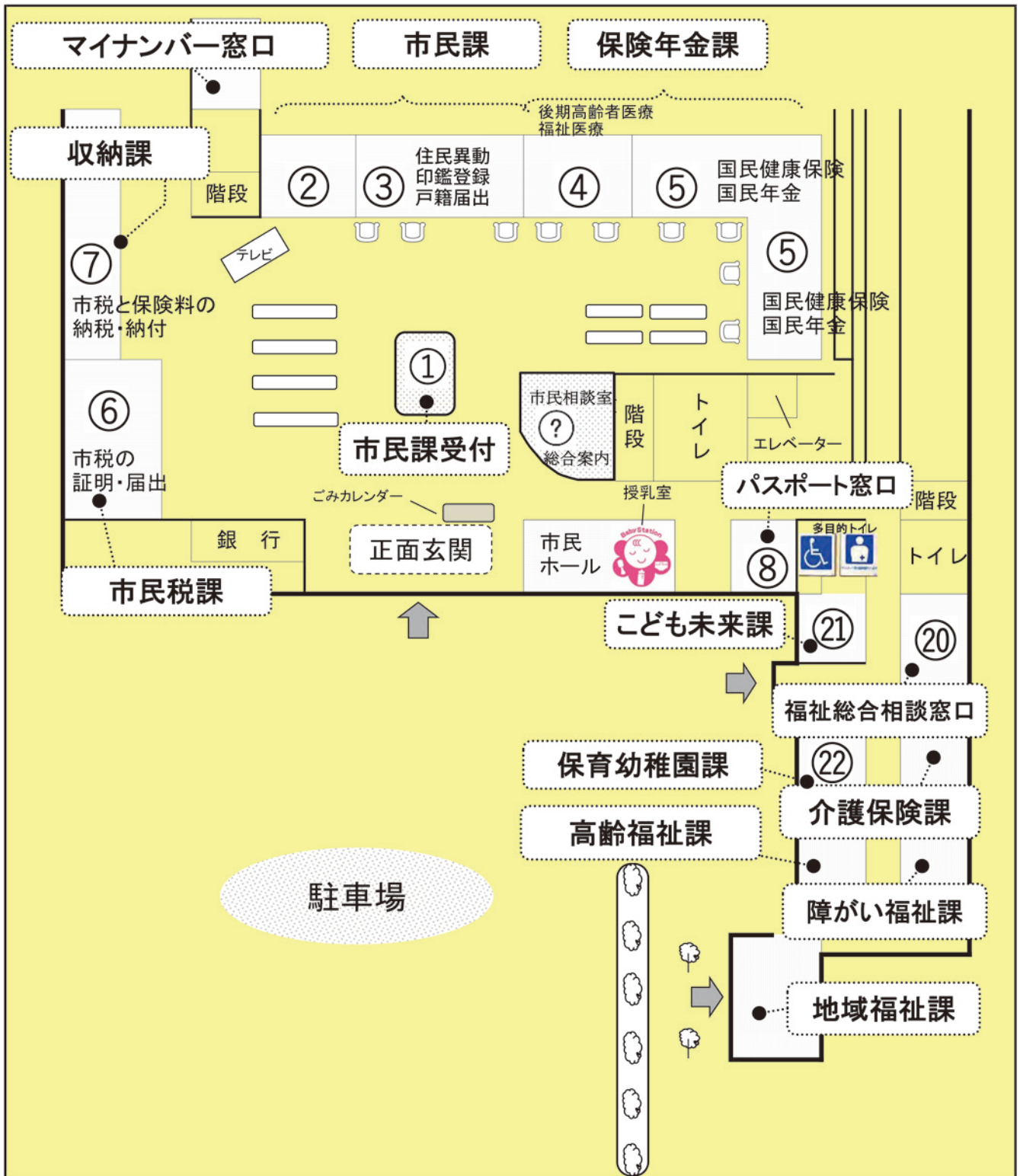
おかげさまで創業 52年  
株式会社 **ふみおか**  
お仏壇の **ふみおか**  
TEL **083-974-2161**

〒754-0001 山口県山口市小郡上郷 1752-1 (9号線沿い)  
**人形供養** や終活についても 定休日: 火曜  
お気軽にご相談ください。





# 山口総合支所フロアマップ(1階)



# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	3人以上の世帯の世帯主だった方	●世帯主の変更		<input type="checkbox"/>	市民課	5
	印鑑登録をしている方	●印鑑登録証(カード)の返還		<input type="checkbox"/>	市民課	5
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納		<input type="checkbox"/>	市民課	5
年金	国民年金に加入している方	●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
	国民年金または厚生年金を受給している方	●未支給年金の請求 ●遺族年金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課	7
	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。				
健康保険	山口市国民健康保険に加入している方	●各種証の返納及び脱退届 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請 ●口座振替の変更		<input type="checkbox"/>	保険年金課	8
	後期高齢者医療制度に加入している方	●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請		<input type="checkbox"/>	保険年金課	9
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている方	●介護保険証等各種証の返納 ●送付先の変更 ●高額介護サービス費等の支給申請 ●要介護認定申請中の方の取り下げ手続き		<input type="checkbox"/>	介護保険課	10
税金	固定資産税を納めているまたは固定資産を所有している方	●固定資産現所有者申告書 ●共有代表者変更届		<input type="checkbox"/>	資産税課	11
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方	●廃車 ●名義変更		<input type="checkbox"/>	市民税課	11
子ども	児童手当の支給対象児または受給している方	(児童手当支給対象児) ●受給事由消滅届または額改定届(児童手当受給者) ●受給事由消滅届、未支払請求書		<input type="checkbox"/>	こども未来課	12
	児童扶養手当の支給対象児または受給している方	(児童扶養手当支給対象児) ●資格喪失届または額改定届(児童扶養手当受給者) ●受給者死亡届、未支払請求書		<input type="checkbox"/>	こども未来課	12
	乳幼児医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成を受給している方	●福祉医療費受給資格喪失届		<input type="checkbox"/>	保険年金課	12



区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	重度心身障害者医療費助成を受給している方	●福祉医療費受給資格喪失届		<input type="checkbox"/>	保険年金課	13
	次のいずれかをお持ちの方 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返還		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	13
	次のいずれかを受給している方 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当、 山口市心身障害児福祉手当	●死亡届の提出 ●未支払手当請求書の提出		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	14
	自立支援医療受給者証(精神通院) をお持ちの方	●自立支援医療受給者証の返還		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	14
	山口県心身障害者扶養共済制度に 加入している方	●死亡届等の提出		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	14
	特別児童扶養手当の支給対象児 または受給している方	(特別児童扶養手当支給対象児) ●資格喪失届または額改定届 (特別児童扶養手当受給者) ●受給者死亡届、未支払請求書		<input type="checkbox"/>	こども未来課	15
	やまぐち障害者等専用駐車場利用証を お持ちの方	●やまぐち障害者等専用駐車場利用証の 返還		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	15
	障がい福祉優待バス乗車証を お持ちの方	●障がい福祉優待バス乗車証の返還		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	15
高齢者	敬老福祉優待バス乗車証を お持ちの方	●敬老福祉優待バス乗車証の返還		<input type="checkbox"/>	高齢福祉課	16
ペット	犬を飼っている方	●犬の登録事項変更届		<input type="checkbox"/>	環境衛生課	16
市営住宅	市営住宅・改良住宅等に 入居している方	●入居者変更承認申請など ●家族異動届など		<input type="checkbox"/>	建築課	17
市営墓地	市営墓地の利用者である方	●市営墓地の承継申請		<input type="checkbox"/>	生活安全課	17
阿知須合同 納骨塔	市営阿知須合同納骨塔の 利用者である方	●市営阿知須合同納骨塔の承継申請		<input type="checkbox"/>	阿知須総合支所 総合サービス課	17
森林	森林を所有している方	●森林の土地の所有者届出		<input type="checkbox"/>	農林整備課	18
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の 規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会 事務局	18
上下水道	上水道、下水道を使用されていた方	●名義変更 ●使用人数変更 ●閉栓 ●振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	上下水道局 業務課	19
浄化槽	浄化槽を使用されている方	●浄化槽管理者変更報告		<input type="checkbox"/>	上下水道局 業務課	19
集落排水 施設	集落排水施設を使用されていた方	●名義変更 ●使用人数変更 ●閉栓 ●振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	上下水道局 業務課	19



# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	山口市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険	各種証の返納		<input type="checkbox"/>	勤務先等
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	山口家庭裁判所 山口市駅通り1-6-1 ☎083-922-1330
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	山口警察署 山口市吉敷下東4丁目17番10号 ☎083-924-0110
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	山口地方法務局 山口市河原町6-16(山口地方合同庁舎2号館) ☎083-922-2295<自動音声ガイダンス>
	国税関係 (相続税・所得税・消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	山口税務署 山口市河原町6-16(山口地方合同庁舎2号館) ☎083-922-1340<自動音声ガイダンス>
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局
	普通自動車	税金(自動車税)に関する こと及び名義変更等		<input type="checkbox"/>	【自動車税】山口県税事務所 ☎083-925-3111 【名義変更等】中国運輸局 山口運輸支局 ☎050-5540-2073<自動音声ガイダンス>
	軽四輪及び二輪 (125cc超)	名義変更または廃車		<input type="checkbox"/>	【軽四輪】軽自動車検査協会 山口事務所 ☎050-3816-3085<自動音声ガイダンス> 【二輪】中国運輸局 山口運輸支局 ☎050-5540-2073<自動音声ガイダンス>



# 市役所での手続き

## 3人以上の世帯の世帯主だった方

3人以上の世帯の世帯主が死亡された場合、世帯主変更の届出が必要な場合があります。

### 手続き・持ち物

#### ●世帯主の変更

- 届出人の本人確認書類(世帯が異なる場合は委任状が必要です)

### 受付窓口

山口総合支所1階①番窓口 市民課 記録担当  
☎083-934-2771 FAX083-933-1081  
各総合支所総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

14日以内

## 印鑑登録をしている方

死亡された方の印鑑登録は廃止となります。印鑑登録証(カード)は、各総合支所または各地域交流センター行政窓口にお返しいただくか、廃棄してください。

### 手続き・持ち物

#### ●印鑑登録証(カード)の返還

- 印鑑登録証

### 受付窓口

山口総合支所1階①番窓口 市民課 記録担当  
☎083-934-2771 FAX083-933-1081  
各総合支所総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

期限はありません。ある程度落ち着いたところにご返納ください。

## マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

死亡届の提出によって、マイナンバーカード及び住民基本台帳カードは使用できなくなります。

### 手続き・持ち物

#### ●カードの返納

- マイナンバーカード  住民基本台帳カード  通知カード

### 受付窓口

山口総合支所1階 マイナンバーカード交付窓口  
市民課 マイナンバーカード交付担当  
☎083-934-2927 FAX083-933-1081  
各総合支所総合サービス課 22ページ参照

### 期限

期限はありません。ある程度落ち着いたところにご返納ください。  
※法令上返納義務はありません。



## 国民年金に加入している方

手続き内容や必要なものは、ご遺族の状況や加入していた年金制度により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内します。下記以外の書類が必要な場合があります。

### 手続き・持ち物

#### ●遺族基礎年金の請求

- 死亡者の年金手帳、死亡診断書の写し
- 請求者の預金通帳、戸籍謄本(死亡者との続柄がわかるもの)、マイナンバーがわかる書類 など

#### ●寡婦年金の請求

- 死亡者の年金手帳
- 請求者の預金通帳、戸籍謄本(死亡者との続柄がわかるもの)、マイナンバーがわかる書類 など

#### ●死亡一時金の請求

- 死亡者の年金手帳
- 請求者の預金通帳、戸籍謄本(死亡者との続柄がわかるもの)、マイナンバーがわかる書類 など

### 受付窓口

山口総合支所1階⑤番窓口 保険年金課 年金担当  
☎083-934-2801 FAX083-934-3610  
各総合支所総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

死亡日の翌日から5年、死亡一時金は2年

## 国民年金または厚生年金を受給している方

手続き内容や手続き場所、必要なものは、ご遺族の状況や受給年金の種類により異なりますので、ご来庁時に窓口にてご案内します。下記以外の書類が必要な場合があります。※遺族厚生年金の請求窓口は山口年金事務所(要予約)となります。

### 手続き・持ち物

#### ●未支給年金の請求

- 死亡者の年金証書
- 請求者の預金通帳、戸籍謄本(死亡者との続柄がわかるもの)、マイナンバーがわかる書類 など

#### ●遺族年金の請求

- 死亡者の年金証書、死亡診断書の写し
- 請求者の預金通帳、戸籍謄本(死亡者との続柄がわかるもの)、マイナンバーがわかる書類 など

### 受付窓口

山口総合支所1階⑤番窓口 保険年金課 年金担当

☎083-934-2801 FAX083-934-3610

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センター 22ページ参照

日本年金機構山口年金事務所 ☎083-922-5660(音声案内5)

日本年金機構予約専用ねんきんダイヤル ☎0570-05-4890

### 期限

死亡日の翌日から5年、未支給年金は年金支払日の翌月の初日から5年

## 共済年金を受給している方

各共済組合へ直接お問い合わせください。



## 山口市国民健康保険に加入している方

保険証等各種証の返納をお願いします。医療機関等で確認が必要な場合はその後のご返納でもよろしいです。保険料の精算が必要な場合もありますが、後日、関係書類を送付しますのでお待ちください。送付先が異なる場合は、変更していただく必要があります。葬祭を行った方(喪主)の申請により、葬祭費が支給されます。また、医療機関の窓口で支払った一部負担金が月ごとの自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が高額療養費として代表相続人に支給されます。

### 手続き・持ち物

#### ●各種証の返納及び脱退届

- 国民健康保険被保険者証等
- 脱退届届出人の本人確認書類
- 世帯主のマイナンバーがわかるもの(世帯主が死亡した場合は不要)

#### \*以下は所持している被保険者のみ

- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証

#### ●葬祭費の支給申請

- 喪主の振込先がわかるもの
- 届出人の本人確認書類

#### ●高額療養費等の支給申請(必要な場合のみ)

- 世帯主(代表相続人)の振込先がわかるもの
- 届出人の本人確認書類
- 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)

#### ●口座振替の変更(世帯主または口座名義人死亡の場合)

- 口座番号がわかるもの
- 銀行印
- 届出人の本人確認書類

### 受付窓口

山口総合支所1階⑤番窓口 保険年金課 国保担当

☎083-934-2802 FAX083-934-3610

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

葬祭費・高額療養費は、支給の原因事実発生日から、2年以内に請求しないと時効になります。

## 後期高齢者医療制度に加入している方

保険証等各種証の返納をお願いします。医療機関等で確認が必要な場合はその後のご返納でもよろしいです。保険料の精算や高額療養費等の申請が必要な場合もありますが、後日、関係書類を送付しますのでお待ちください。なお、送付先が異なる場合は、変更していただく必要があります。ご葬儀がお済みの場合は、葬祭費を申請することができます。

### 手続き・持ち物

#### ●各種証の返納

- 後期高齢者医療被保険者証

#### \*以下は所持している被保険者のみ

- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 限度額適用認定証     特定疾病療養受療証

#### ●葬祭費の支給申請

- 次の書類のうち1点  
(埋葬・火葬許可証、会葬礼状、葬儀費用の領収書または請求書)
- 葬祭執行人の振込先のわかるもの

#### ●高額療養費等の支給申請

- 代表相続人の振込先のわかるもの
- 死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)

### 受付窓口

山口総合支所1階④番窓口 保険年金課 後期高齢担当

☎083-934-2969 FAX083-934-3610

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

葬祭費・高額療養費は、支給の原因事実発生日から、2年以内に請求しないと時効になります。



## 65歳以上または介護認定を受けている方

介護保険証等各種証の返納をしていただきます。

介護保険料の精算等、後日関係書類を送付しますので、書類の送付先の変更手続きは必ずお願いします。

### 手続き・持ち物

#### ●介護保険証等各種証の返納

介護保険被保険者証等各種証

#### ●送付先の変更

届出人の本人確認書類

#### ●高額介護サービス費等の支給申請(必要な場合のみ)

代表相続人の振込先のわかるもの

届出人の本人確認書類

死亡者と代表相続人が同一世帯でない場合、続柄のわかる戸籍(写し)

#### ●要介護認定申請中の方の取り下げ手続き(必要な場合のみ)

届出人の本人確認書類

### 受付窓口

山口総合支所1階福祉総合相談窓口(20番) 介護保険課 介護給付担当

☎083-934-2795 FAX083-934-2669

小郡保健福祉センター1階 介護保険課 介護認定第2担当

☎083-973-8154 FAX083-973-8280

徳地総合支所1階 介護保険課 介護認定徳地担当

☎0835-52-1121 FAX0835-52-0760

阿東総合支所1階 介護保険課 介護認定阿東担当

☎083-956-0157 FAX083-956-0680

秋穂総合サービス課、阿知須総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

高額介護サービス費は、支給の原因事実発生日から、2年以内に申請しないと時効になります。





  
 不動産の買取は  
 平和不動産に  
 ご相談ください



相続された空き家や空き地など  
 使う予定のない不動産は弊社へお譲りください。

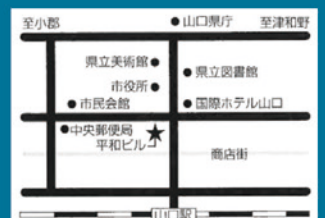
平和不動産株式会社

山口市中央一丁目4-5 平和ビル203  
 山口県知事(4)3241

<https://heiwafudosan.jp/>  空き家買取の平和不動産

 **083-921-6565**

Mobile.090-6416-5322 FAX.083-921-6566





## 固定資産税を納めているまたは固定資産を所有している方

土地・家屋の所有者が亡くなった後、登記により所有者の変更がされるまでの間、納税通知書等を受け取っていただく現所有者(相続人)代表者の届出が必要です。(非課税等で納税通知書を受け取っていない方でも届出が必要です。)

### 手続き・持ち物

- 固定資産現所有者申告書
- 共有代表者変更届

### 受付窓口

山口総合支所2階 資産税課 管理担当  
☎083-934-2930 FAX083-933-1083  
小郡総合支所1階 家屋土地南部担当  
☎083-973-2415 FAX083-973-2586

### 期限

現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで

## 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方

亡くなられた方が原動機付自転車(125cc以下)及び小型特殊自動車を所有していた場合、市窓口で名義変更または廃車の手続きが必要です。なお、4月1日までに軽自動車等の名義変更や廃車の手続きが完了しない場合は、納税通知書を受け取る等の納税を管理していただくため、相続人代表者指定届の届出が必要です。

### 手続き・持ち物

- 廃車
  - 相続人(届出人)の本人確認書類  標識交付証明書
  - ナンバープレート
- 名義変更
  - 相続人(届出人)の本人確認書類  標識交付証明書

### 受付窓口

山口総合支所1階⑥番窓口 市民税課 管理担当  
☎083-934-2734 FAX083-933-1083  
各総合支所総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

すみやかに手続きをしてください。

相続手続き

不動産の名義変更

不動産の売却

初回相談料無料

相続手続きは不動産の名義変更などを行う司法書士の他に、相続税の申告は税理士、相続人の間に争いがある場合は弁護士など、様々な専門家が関わっており、それぞれの役割が異なります。そのため、どの専門家に何を相談すればいいのかわからず、悩んでしまわれることが多くあります。当事務所で行うことのできない手続きについても、税理士、弁護士など連携している専門家をご紹介しますことができますので、スムーズに手続きを行っていただくことができます。

相続についてお悩みの方は、ぜひ最初に  
当事務所へご相談ください。

寄せられる **相続** に関する **お悩み**

- 01 預貯金の払戻しや保険金の請求などの相続手続きを全て任せたい
- 02 平日は仕事で役所や銀行に行く時間がない
- 03 高齢のため、自身で相続手続きをするのが難しい
- 04 誰が相続人になり、どのような財産があるのかわからない
- 05 亡くなった人が何世代も前の方で、相続人が何人いるのかわからない
- 06 遠方に住んでいる相続人がおり、書類に印鑑をもらうのが大変
- 07 相続人が多数おり、相続人の調査や書類を集めるのが大変
- 08 相続人同士が疎遠になっており、どこに住んでいるのかわからない
- 09 相続した不動産を売却したい



相続が発生すると不動産の相続問題も同時に発生することが多々あります。当社では、売却のお手伝いを同時に行うことも可能です！

宅建業免許番号 山口県知事(1)第3728号

相続でお困りの方の最初の相談窓口  
としてサポートします



代表 山本 苗槻  
YAMAMOTO NATSUKI

平川司法書士・不動産事務所

所在地 / 〒753-0831 山口市平井  
705番地 オフィス平井2階C室

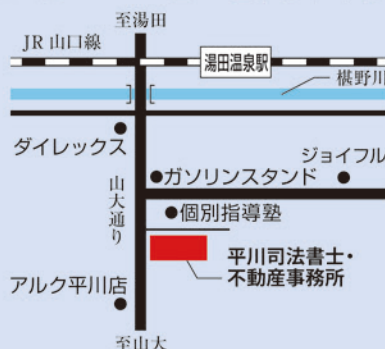
お気軽にお問合せください

TEL **083-902-5954**

営業時間 月曜日～金曜日 9時00分～17時30分

E-Mail [info@hirakawa-office.net](mailto:info@hirakawa-office.net)

FAX 083-902-5957



HPはこちら



## 児童手当の支給対象児または受給している方

### 手続き・持ち物

(児童手当支給対象児)

●受給事由消滅届または額改定届

(児童手当受給者)

●受給事由消滅届、未支払請求書

対象児名義の金融機関口座  対象児の印鑑

### 受付窓口

山口総合支所1階<sup>②</sup>番窓口 こども未来課 手当給付担当

☎083-934-2797 FAX083-934-4147

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください(15日以内)。

## 児童扶養手当の支給対象児または受給している方

### 手続き・持ち物

(児童扶養手当支給対象児) ●資格喪失届または額改定届

証書

(児童扶養手当受給者) ●受給者死亡届、未支払請求書

証書  対象児名義の金融機関口座  対象児の印鑑

### 受付窓口

山口総合支所1階<sup>②</sup>番窓口 こども未来課 手当給付担当

☎083-934-2797 FAX083-934-4147

各総合支所総合サービス課 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## 乳幼児医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成を受給している方

### 手続き・持ち物

●福祉医療費受給資格喪失届

福祉医療費受給者証(オレンジ色)

申請者の身分確認書類(運転免許証等)

### 受付窓口

山口総合支所1階<sup>④</sup>番窓口 保険年金課 福祉医療担当

☎083-934-2803 FAX083-934-3610

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

医療費の払戻しがある方は、2年以内に申請しないと時効になる場合があります。

## 重度心身障害者医療費助成を受給している方

### 手続き・持ち物

- 福祉医療費受給資格喪失届
- 福祉医療費受給者証(オレンジ色)
- 申請者の身分確認書類(運転免許証等)

### 受付窓口

山口総合支所1階④番窓口 保険年金課 福祉医療担当  
☎083-934-2803 FAX083-934-3610  
各総合支所総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館、大海総合センター 22ページ参照

### 期限

医療費の払戻しがある方は、2年以内に申請しないと時効になる場合があります。

## 次のいずれかをお持ちの方 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

返還の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返還
- 各種障害者手帳

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(⑳番) 障がい福祉課 給付担当  
☎083-934-2794 FAX083-934-4142  
各総合支所総合サービス課  
※身体障害者手帳、療育手帳は各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。



## 次のいずれかを受給している方 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、 山口市心身障害児福祉手当

死亡届の提出が必要です。未支払いの手当がある方は、請求書の提出が必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●死亡届の提出

持参物なし

#### ●未支払手当請求書の提出

死亡者と生計を同じくしていた者の口座がわかるもの

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(20番) 障がい福祉課 給付担当

☎083-934-2794 FAX083-934-4142

各総合支所総合サービス課 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方

受給者証の返還が必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●自立支援医療受給者証の返還

自立支援医療受給者証

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(20番) 障がい福祉課 給付担当

☎083-934-2794 FAX083-934-4142

各総合支所総合サービス課 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに返還してください。

## 山口県心身障害者扶養共済制度に加入している方

### 手続き・持ち物

#### ●死亡届等の提出

(加入者が亡くなった場合)

受給者の住民票  加入者の除票  加入者の死亡診断書

振込口座がわかるもの

(受給者が亡くなった場合 ※加入1年未満)

持参物なし

(受給者が亡くなった場合 ※加入1年以上)

受給者の除票  加入者の住民票  振込口座がわかるもの

(年金管理者が亡くなった場合)  振込口座がわかるもの

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(20番) 障がい福祉課 給付担当

☎083-934-2794 FAX083-934-4142

各総合支所総合サービス課 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## 特別児童扶養手当の支給対象児または受給している方

### 手続き・持ち物

(特別児童扶養手当支給対象児)

●資格喪失届または額改定届  証書

(特別児童扶養手当受給者)

●受給者死亡届、未支払請求書

戸籍抄本  証書  対象児名義の金融機関口座  対象児の印鑑

### 受付窓口

山口総合支所1階<sup>②</sup>番窓口 こども未来課 手当給付担当

☎083-934-2797 FAX083-934-4147

各総合支所総合サービス課 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## やまぐち障害者等専用駐車場利用証をお持ちの方

利用証の返還が必要です。

### 手続き・持ち物

●やまぐち障害者等専用駐車場利用証の返還

やまぐち障害者等専用駐車場利用証

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(②番) 障がい福祉課 障がい者支援担当

☎083-934-2794 FAX083-934-4142

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに返還してください。

## 障がい福祉優待バス乗車証をお持ちの方

乗車証の返還が必要です。

### 手続き・持ち物

●障がい福祉優待バス乗車証の返還

障がい福祉優待バス乗車証

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(②番) 障がい福祉課 給付担当

☎083-934-2794 FAX083-934-4142

各総合支所総合サービス課、各地域交流センター

(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)

及び分館 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに返還してください。



## 敬老福祉優待バス乗車証をお持ちの方

乗車証の返還が必要です。

### 手続き・持ち物

- 敬老福祉優待バス乗車証の返還
- 敬老福祉優待バス乗車証

### 受付窓口

山口総合支所1階 福祉総合相談窓口(20番) 高齢福祉課 高齢者支援担当  
☎083-934-2793 FAX083-934-2647  
各総合支所総合サービス課、各地域交流センター  
(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)  
及び分館 22ページ参照

### 期限

なるべく早めに返還してください。

## 犬を飼っている方

犬の飼主が亡くなった場合に手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

- 犬の登録事項変更届

### 受付窓口

山口市清掃工場 環境衛生課 衛生調整担当  
☎083-941-2176 FAX083-927-1530  
小郡総合支所1階 環境衛生課 南部衛生担当  
☎083-973-8136 FAX083-973-8194  
秋穂総合支所2階 地域振興課  
☎083-984-8021 FAX083-984-5299  
阿知須総合支所2階 地域振興課  
☎0836-65-4112 FAX0836-65-4116  
徳地総合支所1階 地域振興課  
☎0835-52-1111 FAX0835-52-1782  
阿東総合支所2階 地域振興課  
☎083-956-0117 FAX083-956-0126

### 期限

30日以内

# お墓のご相談承ります

「お墓を新しく建てたい」、「今あるお墓を別の墓地へ移設したい」  
 「お墓はあるけどなかなかお参りに行けない」、「お墓に文字を彫りたい」  
 上記のほかにもお墓についてのお困りごとがございましたら  
 ぜひ弊社へお気軽にご相談ください。

弊社スタッフがお客様のご希望に沿ったご提案をさせていただきます。

お墓の新設工事

お墓の移設工事

お墓の改修工事

文字の追加彫刻

お墓のクリーニング

お墓じまい他

山口県内で良質なお墓をご希望の方へ

採掘元からの直接仕入れだから、  
**高品質なお墓を良心的な価格で**

- ☑ 周南市、山口市など山口県全域
- ☑ 石都・岡崎で修業した長年の技術

創業80余年、3,000基超の実績

## 株式会社渡辺石材店

本社工場 山口県山口市徳地上村1251

新南陽店 山口県周南市清水1-13-1(展示場あり)

お見積りは無料で行っております

二次元コード↓



 **0120-7755-92**

FAX 0834-34-8875

営業時間:月～金 9時00分～18時00分

<https://www.watanabesekizaiten.net/>



## 市営住宅・改良住宅等に入居している方

※世帯員が死亡した場合に必要な手続きです。

ただし、追加の手続きが発生する場合がありますため、事実発生時は必ず受付窓口へご連絡ください。

### 手続き・持ち物

- 入居者変更承認申請など  印鑑登録証明書  緊急連絡人届
- 家族異動届など  死亡届または住民票の除票

### 受付窓口

山口総合支所3階 建築課 住宅管理担当  
☎083-934-2843 FAX083-934-2656  
小郡総合支所2階 土木課 管理担当  
☎083-973-8162 FAX083-973-4892  
秋穂総合支所2階 農林土木課 管理担当  
☎083-984-8027 FAX083-984-5299  
阿知須総合支所2階 農林土木課 管理担当  
☎0836-65-4470 FAX0836-65-4116  
徳地総合支所2階 土木課 管理担当  
☎0835-52-1112 FAX0835-52-0014  
阿東総合支所2階 土木課 管理担当  
☎083-956-0998 FAX083-957-0821

### 期限

30日以内

## 市営墓地の利用者である方

※個別の状況に応じて別途、ご提出いただくものがあります。事前にお問い合わせください。

### 手続き・持ち物

- 市営墓地の承継申請
- 墓地利用許可証  承継人が市外在住の場合は本籍地記載の住民票

### 受付窓口

山口総合支所3階 生活安全課 生活安全担当  
☎083-934-2986 FAX083-934-2644  
阿知須総合支所1階 総合サービス課(岡山共葬墓地)  
☎0836-65-4113 FAX0836-65-5188

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## 市営阿知須合同納骨塔の利用者である方

※個別の状況に応じて別途、ご提出いただくものがあります。事前にお問い合わせください。

### 手続き・持ち物

- 市営阿知須合同納骨塔の承継申請
- 現利用者と承継人の続柄が確認できるもの(戸籍)
- 承継人の本人確認書類

### 受付窓口

阿知須総合支所1階 総合サービス課  
☎0836-65-4113 FAX0836-65-5188

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## 森林を所有している方

森林の土地の所有者となった方は市への事後の届出が義務付けられています。  
この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。  
(所有権移転登記に代わるものではありません。)

### 手続き・持ち物

#### ●森林の土地の所有者届出

- 登記事項証明書など(届出の原因を証明する書面)  位置を示す地図

### 受付窓口

山口総合支所2階 農林整備課 林業振興担当  
☎083-934-2819 FAX083-934-2653  
小郡総合支所2階 農林課 振興担当  
☎083-973-2457 FAX083-973-2862  
秋穂総合支所2階 農林土木課 管理担当  
☎083-984-8027 FAX083-984-5299  
阿知須総合支所2階 農林土木課 管理担当  
☎0836-65-4470 FAX0836-65-4116  
徳地総合支所2階 農林課 森林活用・セラピー担当  
☎0835-52-1122 FAX0835-52-1301  
阿東総合支所2階 農林課 森林活用担当  
☎083-956-0987 FAX083-956-0682

### 期限

土地の所有者となった日から90日以内

## 農地を相続された方

山口市内の農地を相続等で取得したときは、山口市農業委員会に届出をする必要があります。  
届出様式はホームページに記載しております。郵送での提出も受け付けています。

### 手続き・持ち物

#### ●農地法第3条の3第1項の規定による届出

- 被相続人の所有している農地がわからない場合は、  
窓口にお越しいただく方と被相続人の関係を確認できる戸籍等

### 受付窓口

山口総合支所3階 農業委員会事務局 農地担当  
☎083-934-2882 FAX083-934-2671  
小郡総合支所2階 農林課 振興担当  
☎083-973-2457 FAX083-973-2862  
秋穂総合支所2階 農林土木課 管理担当  
☎083-984-8027 FAX083-984-5299  
阿知須総合支所2階 農林土木課 管理担当  
☎0836-65-4470 FAX0836-65-4116  
徳地総合支所2階 農林課 農畜産振興担当  
☎0835-52-1115 FAX0835-52-1301  
阿東総合支所2階 農林課 農畜産振興担当  
☎083-956-0984 FAX083-956-0682

### 期限

おおむね10か月以内



## 上水道、下水道を使用されていた方

名義変更や閉栓の手続きが必要です。井戸水を使用されていた場合は、人数変更手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

●名義変更 ●使用人数変更 ●閉栓 ●振替口座の変更

### 受付窓口

(北部)上下水道料金センター1階 ☎083-933-6664 FAX083-932-0584  
(南部)上下水道料金センター小郡出張所1階 ☎083-973-6332

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

## 浄化槽を使用されている方

※浄化槽の管理者(一般的には世帯主)を変更するための書類です。なお、居住者がいなくなり浄化槽の使用を休止する場合は、管理者の変更後に、「浄化槽使用休止届出書」と「汚泥引抜き」等の明細が記載してある清掃記録を示す書類のコピーが必要になります。

### 手続き・持ち物

●浄化槽管理者変更報告

### 受付窓口

上下水道局1階 業務課 水洗化担当 ☎083-933-6691 FAX083-932-0584

### 期限

管理者変更後30日以内

## 集落排水施設を使用されていた方

名義変更や閉栓の手続きが必要です。

### 手続き・持ち物

●名義変更 ●使用人数変更 ●閉栓 ●振替口座の変更

### 受付窓口

(秋穂地域・徳地地域)上下水道局1階 業務課 料金管理担当  
☎083-933-6667 FAX083-932-0584  
(仁保農業集落排水)仁保中郷・下郷地区農業集落排水事業管理運営組合  
☎083-929-0271 FAX083-929-0111  
(名田島農業集落排水)名田島地区農業集落排水事業管理運営組合  
☎083-973-1901 FAX083-973-1907  
(秋穂二島農業集落排水)二島東地区農業集落排水事業管理運営組合  
☎083-987-2915  
(漁業集落排水)上下水道局1階 業務課 料金管理担当  
☎083-933-6667 FAX083-932-0584

### 期限

なるべく早めに手続きをしてください。

# 各種相続問題 ご相談ください

弁護士法人サリュ

空き家の放置は、思わぬトラブルや次代の相続問題に発展してしまいます。

**現状の問題**を解決し、**これからの問題**を予防できるよう、私たちが親身・丁寧に、秘密厳守で対応いたします。

## ～現状の問題～

### 相続 登記

#### 不動産名義の変更

各種調査や手続きなど、**スムーズな登記**をお手伝いします。

★令和6年4月より相続登記が義務化されます！

### 相続 紛争

#### 親族間の相続トラブル

協議が長引いた各種相続問題には、**専門家の介入**が解決の鍵です。

## ～これからの問題～

### 遺言書 作成支援

#### 自分の意思を正しく残す

新しい空き家を作らないために。

**法的に有効な遺言書の作成**をお手伝いします。

### 民事・家族 信託

#### 信頼できる財産管理人

ご自身の安心と、円滑な財産継承のためにも、認知能力の「もしも」への**備え**をおすすめします。



**初回相談無料**～ご予約ください～



山口県弁護士会所属



SALUT  
弁護士法人サリュ

〒758-0046 山口県萩市西田町67-2 TEL / 0838-22-3456  
営業時間 / 平日10:00～17:00 定休日 / 土・日・祝日

各種専門家と連携し、  
「空き家問題を次代に繋がらない」決意をサポートいたします。  
どうぞ、お気軽にお問合せください。

通話料  
無料

**0120-181-398**

予約受付 / 平日 10:00～18:00

HPはコチラ



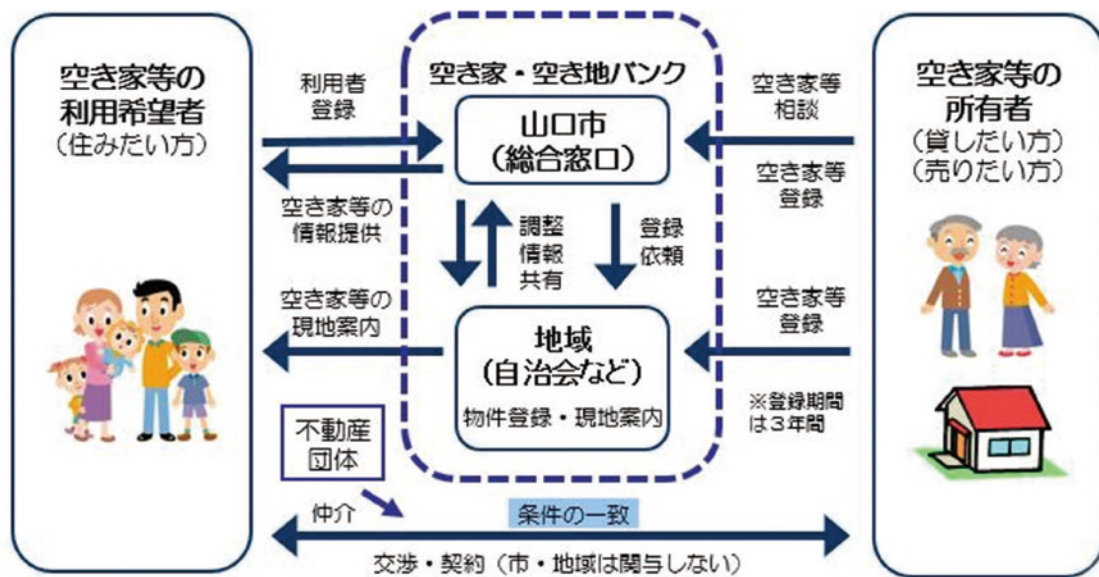


# 空き家・空き地をお持ちのご家族の方へ

## 空き家・空き地バンクのお知らせ(対象地域:仁保、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東)

山口市では、上記の地域を対象に活用できる空き家・空き地を、活用したい方にご紹介する「空き家・空き地バンク制度」を実施しています。これから賃貸や売買をご検討される場合には、空き家・空き地バンクのご利用も併せてご検討ください。また、空き家バンクに登録された物件や成約物件に利用いただける家財道具等処分に対する補助制度や、成約物件の改修補助制度があります。詳細はお問い合わせください。

### 空き家・空き地バンクの制度概要図



空き家・空き地バンク  
に関する相談窓口

山口総合支所2階 農山村づくり推進課 移住定住担当  
☎083-934-4646 FAX083-934-2651  
E-mail:nousanson@city.yamaguchi.lg.jp



## 空き家の適切な管理をしましょう

### 空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」  
「将来的に住む可能性がある…」  
「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

**適切な管理をしましょう**

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。  
今後利用する予定がなければ売買・賃貸・解体などを早めに考えましょう。

空き家に関する相談窓口

山口総合支所3階 生活安全課 空家対策室  
☎083-934-2915 FAX083-934-2644  
E-mail:seikatu-a@city.yamaguchi.lg.jp





相続したけれど...  
この不動産どうしよう??

# 株式会社 アーバンエステートに ご相談ください

空き家管理

賃貸管理

売却

この度は心よりお悔やみ申し上げます。  
相続不動産への思い出や思い出入れ・資産としての規模の大きさから、  
途方に暮れて手をつけられない方は多くいらっしゃいます。  
私たちはそんなご遺族に寄り添えるよう、最善・最適なサポートの  
ご提案に努める企業です。  
焦りや不安から決断してしまう前に、ぜひ一度ご相談ください。



全プラン  
緊急時無料巡回点検付

※プランによって内容が変動します

大切な資産ほど、ゆっくり考えてほしい



「今後どうするか考える時間が欲しい」「遠方に住んでいて管理できない」  
などのお悩みにお応えするべく、空き家管理サポートを行なっております。  
選べるプランをご用意しておりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

## 内容

- 郵便・庭木確認
- 簡易清掃
- 外部目視点検
- 管理看板の設置
- 室内換気
- 通水
- 防水・雨漏り確認 等

## プラン

月1回 ライトプラン

月1回 スタンダードプラン

月2回 スタンダードプラスプラン

30分 5,500円(税込)

60分 11,000円(税込)

30分・60分 14,300円(税込)



相続不動産で新たな資産運用

## 賃貸管理サポート

「まだまだ住めるが、住み替えは考えていない」  
「賃貸経営に興味があるが、やり方がわからない」  
そんな声にお応えして、当社が賃貸管理を代行いたします。



ご納得のいく取引をお手伝い

## 売却サポート

些細なご要望でも、なんでも  
お聞かせください。



お問い合わせはこちらから



お部屋探しは  
**mini mini**  
ミニミニFC山口店



株式会社アーバンエステート

☎ 083-928-2882

〒753-0831  
山口市平井642番地1

【営業時間】9:30~17:00 【定休日】第2土曜日・日曜日・祝日  
宅地建物取引業 山口県知事(7)第2670号 賃貸住宅管理業 国土交通大臣(01)001802号



お見積もり、  
ご相談は  
**無料**



# 相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

## そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

## 相続登記をしないと…？

### ❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

### ❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

### ❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。  
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

## 相続登記の手続きの流れ

### 法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

### 相続の発生

### STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

#### ① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

#### ② 相続人全員の住民票の写し

#### ③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

#### ④ 委任状(代理人が申請する場合)

### STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔 手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。 〕
- ※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

### STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

# 各所連絡先

## ●各総合支所 総合サービス課

連絡先	電話番号	FAX番号
小郡総合支所 総合サービス課	083-973-8134	083-974-4387
秋穂総合支所 総合サービス課	083-984-8022	083-984-8041
阿知須総合支所 総合サービス課	0836-65-4113	0836-65-5188
徳地総合支所 総合サービス課	0835-52-1113	0835-52-0760
阿東総合支所 総合サービス課	083-956-0794	083-956-0680

## ●各地域交流センター(大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)

連絡先	電話番号	FAX番号
仁保地域交流センター	083-929-0411	083-929-5001
小鯖地域交流センター	083-927-0050	083-941-1024
大内地域交流センター	083-927-0301	083-941-1023
宮野地域交流センター	083-928-0234	083-933-1086
吉敷地域交流センター	083-922-0668	083-933-1087
平川地域交流センター	083-922-0026	083-933-1084
大歳地域交流センター	083-922-2461	083-933-1085
陶地域交流センター	083-972-0702	083-974-2011
鑄銭司地域交流センター	083-986-2001	083-985-1007
名田島地域交流センター	083-972-0710	083-974-2010
二島地域交流センター	083-987-2121	083-987-0001
嘉川地域交流センター	083-989-2001	083-988-1016
佐山地域交流センター	083-989-3001	083-988-1017

## ●各分館・大海総合センター

連絡先	電話番号	FAX番号	
徳地地域交流センター	島地分館	0835-54-0001	0835-54-1106
	串分館	0835-54-0222	0835-54-1026
	八坂分館	0835-56-0301	0835-56-1463
	柚野分館	0835-58-0001	0835-58-0159
阿東地域交流センター	篠生分館	083-955-0111	083-955-0620
	生雲分館	083-954-0044	083-954-1060
	地福分館	083-952-0301	083-952-1377
	嘉年分館	083-958-0111	083-958-0815
大海総合センター	083-984-2053	083-984-5699	



コピーして使うこともできます

# 委任状

令和 年 月 日

あて先 山口市長

注)すべて委任者が自筆してください。代理人が記入するところはありません。

委任状に不備がある場合、交付できません。

委任者（本人）	住 所			
	氏 名	※パソコンで作成された委任状については、委任者の署名又は押印が必要です。		
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	年	月 日
	昼間の連絡先	-		

私は次の者を代理人とし、下記事項に関する権限を委任します。

受理者（代理人）	住 所			
	氏 名			
	生年月日	大正・昭和・平成・令和・西暦	年	月 日

必要な証明書・届出の□の中にチェック（レ点）をして、必要な証明内容・通数を記入してください。

住民票			
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（全員）	通	必要な記載内容に☑してください。	
<input type="checkbox"/> 住民票の写し（一部）（氏名： ）	通	<input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者	
<input type="checkbox"/> 住民票の除票の写し（氏名： ）	通	<input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 在留資格等	
<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書（氏名： ）	通	<input type="checkbox"/> 旧姓 <input type="checkbox"/> （ ）	
<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書（氏名： ）	通	<input type="checkbox"/> マイナンバー（個人番号）※封筒・切手が <input type="checkbox"/> 住民票コード 必要です。 使用目的及び提出先を記入してください。	
※本人の除票の写しでない場合、下記申立て欄を記入してください。		<input type="checkbox"/> 使用目的及び提出先を記入してください。	
※筆頭者、国籍、在留資格等の記載はありません。		<input type="checkbox"/> 使用目的及び提出先を記入してください。	

※ マイナンバー（個人番号）、住民票コードの記載が必要な場合は、使用目的及び提出先も併せて記入してください。また、委任者宛に郵送となりますので郵送料分の切手と返信用封筒をご用意ください。ただし、マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しについては、15歳未満の方の法定代理人及び成年後見人へは窓口交付できます。

戸籍			
※自己の権利行使の場合、戸籍の記載事項証明書が必要な場合は、下記申立て欄を記入してください。			
本 籍	山口市		
筆 頭 者	必要な方の氏名		
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	通	<input type="checkbox"/> 届書の受理証明書（ 届）	通
<input type="checkbox"/> 戸籍抄本	通	<input type="checkbox"/> 戸籍届出書の記載事項証明書（ 届）	通
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（全部）	通	<input type="checkbox"/> 相続手続きに必要な戸籍の	
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票（一部）	通	・ 出生から死亡まで	
<input type="checkbox"/> 身分証明書	通	・ （ から まで）	
<input type="checkbox"/> 除籍・改製原戸籍謄抄本	通	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

住所異動
<input type="checkbox"/> 転入、転居、転出、世帯変更等の異動届、それに伴うマイナンバーカードの記載事項変更

申立て欄（請求者の正当な請求理由・目的・提出先を詳しく記入してください。）

記載例) 山口太郎 の死亡により 長男 山口一郎 が ××の手続きのため △△に提出
--



故人様とご遺族様の想いを

大切に整理をします



# ふしのエコ事業所

小さな整理から

一軒家の家財まるごと

整理ができます。

遺品  
整理

生前  
整理

空き家  
の整理

このような  
**お悩み**  
ありませんか？

- ▶ 思い出の詰まった家の片付け…どこに頼んでいいかわからない。
- ▶ 片付けをしないといけないけど、何から手を付けていいかわからない。
- ▶ ごみ集積場まで、遠いし重くて運べない。
- ▶ 遠方に住んでいるため、放置したままにしている家がある。

片付けのお悩みは弊社が解決します！



## ふしのエコ事業所の4つの強み

### 01 プロがサポート

心を込めて遺品整理士がお手伝いをいたします。遠方のご遺族様とも連絡を取り合いながらの遺品整理が可能です。

### 02 年間250件以上の収集の実績あり

平成19年より、長きにわたり、多くのごみの収集に携わってきました。確かな経験と実績に基づいた、適切な判断が自慢です。

2023年12月時点

### 03 一般廃棄物収集の許可を持っています

山口市一般廃棄物処理業の許可をもっているため、事業所ごみと家庭ごみの収集運搬が可能！エコを考えた分別・ごみの処分を行います。

### 04 幅広い対応が可能です

空き家の整理

倉庫の整理

ごみ屋敷の整理

家具の整理

家電リサイクル品の整理

遺品整理

生前整理

施設退去時の整理

仏壇じまい

など



お見積り  
無料

TEL

083-928-0415

(担当  
・徳田  
・野原)

受付時間

平日 9:00~17:00

お気軽に  
ご相談ください

社会福祉法人 ふしの学園  
障害福祉サービス事業所 ふしのエコ事業所

山口市宮野上3342番地

山口市一般廃棄物収集・運搬業許可(指令資源第70号)



# 遺品整理をお考えの方へ

遺品整理をする際に出るごみ(不要家財など)の処理は市町村が許可した「一般廃棄物処理業者」への依頼が必要となります。

私たちモナポライズは山口市の許可を得ておりますので

**遺品の仕分けから収集運搬処分まで** 安心してご相談ください。

ご遺族に代わって故人の想いをつなぎます。

## 遺品整理の心配・ご不安をトータルサポート

- ① ご遺族が残しておきたいもの
- ② 供養してもらうもの
- ③ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)
- ④ 廃棄するもの



- ① 形見
- ② 供養物
- ③ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)
- ④ 廃棄するもの

便利サービス・  
遺品整理業者など

まるごと  
お任せください!!

秘密厳守  
見積無料

### モナポライズ

一般廃棄物  
収集運搬業者

①

ご遺族

②

神社・寺など

③

3R(リデュース・リユース・リサイクル)

④

廃棄物処分場など



# Monopolize

for the earth

お気軽にご相談ください

株式会社 モナポライズ  
 本社 山口市大内御堀3953-1 TEL 083-902-3455  
**0120-53-1064**  
山口市 一般廃棄物収集運搬 指令資源 第68号 ISO14001認証取得

